

中野方小学校いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「中野方小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの子にも起こり得ることとして、子どもをよく見る」
- ・「子どもの人権を大切にするとともに、迅速かつ丁寧な対応をする」
- ・けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・いじめの例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

（３）学校としての構え ※『人格を尊重する心の育成』を指導の根底に置くことを明記した。

すべての教育活動の中で、『互いの人格を尊重する心の育成』を指導の根底に置くこと。その上で、互いの人権を守る教育活動の一つとして「いじめ」の問題を位置づけている。従って、いじめを防止するには、一人一人の教師が、日常の学校生活の中で、『互いの人格を尊重する心の教育』を心がけ、日常の活動の一つ一つを見つめ直し、危機感をもって取り組むことが最も重要であり、最も有効な防止策であるにとらえている。

- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・開かれた学級経営のもと、全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、事後指導においても継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) かかわり合い、高め合う学級集団づくり

- ・相手の気持ちを考え、ともに高め合うことを日常的に大切にした学級経営をする。
- ・特別の教科 道徳の授業を柱に、日常の授業、学級活動の中で、一人一人を大切にした見方を育てる。
(一人一人の教師自身が、これを心がけた授業づくりに努力する。)

(2) 相手の立場を考え、一人一人のよさを認める異学年集団活動の充実

- ・思いやりの心を育てる仲よしグループ(縦割り班)活動を行う。
(仲よし遊び、8の字跳びを中心とした年間を通した思いやりづくりの活動)
- ・心づくり委員会を中心とした「あいさつ」「思いやりの木」の活動を行う。
- ・自治力を高める委員会活動を推進する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 教育相談の充実

- ・教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・問題発生時においては、問題が深刻になる前に対応できるよう何人かの教職員でチームを組んで児童の相談に当たる。
- ・スクールカウンセラーによる面談を実施し、状況の把握やケアを行う。

(2) アンケート調査の実施

- ・アンケートにもとづく教育相談を定期的に実施(年5回)する。実施後は、担任が全児童と懇談を持ち、聞き取ったことは生徒指導と共有する。児童の小さなサインを見逃さないように努め、気になる点があれば、解決に向けた動きを作る。

(3) 保護者との連携

- ・「どの子も笑顔で生活するために～学校・家庭・地域で育てよう～」を配付し、家庭でもいじめ防止に取り組んでいただく。
- ・保護者からの相談には誠実に応対し、解決に向けて支援する体制をともに考えて築く。
- ・いじめを行った児童には、行った行為について許されないことを十分に自覚させる指導を行い、謝罪方法や今後の学校生活の在り方などについて保護者とともに考える。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校内におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的かつ組織的な対応として行うために、中核となる常設の組織を設置する。

(1) 組織の設置

- ・校内に『いじめ防止・対策委員会』を設置し、管理職・生徒指導主事・教育相談コーディネーター・教育相談主任・養護教諭、その他校長が必要と認める者（スクールカウンセラー等）を構成員とする。

(2) 取組

『いじめ防止・対策委員会』は定例会として年2回（6月、2月）開催し、毎月校内委員会（子ども交流会）を行い、以下のような取り組みを行う。

- ① 校内のいじめに関する情報の収集と確認及び「アンケート」の結果分析
- ② いじめ発生時の情報収集や解消に向けた対応方針の策定

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	・なかよしグループの作成と活動計画づくり	いじめ防止につながる取組 連休指導
5月	・子ども交流会（毎月1回） ・hyper - QU 検査の実施（2～6年）	
6月	・職員研修（hyper - QU 検査の分析の仕方）	
7月	・第1回心のアンケートの実施 ・子どもとの二者懇談 ・保護者との二者懇談	夏季休業の指導
8月	・職員研修（hyper - QU 検査結果分析） ・心のアンケートの検討・見直し	
9月	・職員研修（2学期の学級経営の充実に向けて） ・教育相談週間（子どもとの二者懇談）	
10月	・hyper - QU 検査（1年）	
11月	・ひびきあい集会・・・心づくり委員会	
12月	・第2回心のアンケートの実施 ・子どもとの二者懇談	冬季休業の指導
1月	・保護者との二者懇談（希望者）	
2月	・保護者との懇談会 ・第3回心のアンケートの実施 ・子どもとの二者懇談 ・本年度の取組のまとめ	
3月	・次年度の取組等について	学年末学期初め休業の指導

※随時、スクールカウンセラー（隔週訪問、常時は毎月北中に訪問）との面談を行う。

6 いじめ問題発生時の対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、その日のうちに学級担任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもへ配慮

- ・いじめられていると相談に来た子どもやいじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう場所や時間等、慎重に配慮する。
- ・事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行う。

(2) 事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からもくわしく情報を得て正確に把握する。
- ・保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいていねいに行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに、教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報

◆誰が誰をいじめているのか。	加害者と被害者の確認
◆いつ、どこで起こったのか。	時間と場所の確認
◆どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか。	内容
◆いじめのきっかけは何か。	背景と要因
◆いつ頃から、どのくらい続いているのか。	期間
◆周囲の子どもの対応は、どうだったか。	認知確認の有無・具体的な言動の把握

[大まかな対応の手順]

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握
(複数の教員で組織的に・保護者の協力を得ながら・背景も十分聞き取る)
- ④ いじめを受けた側の児童へのケア (必要に応じて外部専門家に力を借りる)
- ⑤ いじめた側の児童への指導 (背景についても十分に踏まえた上で指導を行う)
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼 (いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む)
- ⑦ 関係機関との連携 (教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携)
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援 (保護者との連携)

(3) 「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときについて、以下の対応を行う。

[主な対応]

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに行う。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。

- ・上記調査を行った場合は、調査の結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実関係その他の情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 個人情報等の取扱

・個人調査（アンケート等）について

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、保存期間5年とする。

8 いじめ解消の定義

いじめが安易に「解消」されたとされないよう、いじめに係わる行為が相当の期間（少なくとも3か月）は止んでいるか、被害児童本人及びその保護者が心身の苦痛を感じていないと認められているかの2点を面談等で確認する。これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

9 再発防止・見届けの手段

いじめの再発を防止するために、次の2点を継続して行っていくものとする。

- ①いじめを受けた（受けていた）児童に対して、定期的（月1回を目安）に面談を行い、現状の確認に努める。
- ②職員の打ち合わせ等で確認をし、複数の目で見届けを行っていく。保護者との連携も継続して行う。

平成27年4月策定
令和4年4月一部改訂